第二条　一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条の二第四項、第十六条第三項及び第十九条の三第一項中「、第七条及び」を「及び第四項、第七条並びに」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「、六月に支給する場合においては百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を「百分の八十（特定管理職員にあつては、百分の百）」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十」を「百分の八十七・五」に改め、同項第二号イ中「、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を「百分の三十七・五（特定管理職員にあつては、百分の四十七・五）」に改める。

附則第十一項中「、六月に支給する場合においては百分の一・一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・四二五）、十二月に支給する場合においては百分の一・二七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）」を「百分の一・二（特定管理職員にあつては、百分の一・五）」に、「、六月に支給する場合においては百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を「百分の八十（特定管理職員にあつては、百分の百）」に改める。

（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員（これに類する職員を含む。）又は同法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員で人事院規則で定めるもの」を「職員（人事院規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）」に、「能率の向上に資する」を「運営に支障がない」に改め、「四週間」の下に「を超えない範囲内で週を単位として人事院規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　各省各庁の長は、次に掲げる職員について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一　子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者をいう。第二十条第一項において同じ。）の介護をする職員であって、人事院規則で定めるもの

二　前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事院規則で定めるもの

第八条中「第六条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九条及び第十条中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十一条中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「、及び」を「、並びに」に改める。

第十二条中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第十三条の二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第九十五号）」を加える。

第二十条第一項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事院規則で定める者」を「配偶者等」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	393,000
2	453,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	327,000
2	363,000
3	391,000

第七条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百五十五」と」の下に「、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」と」を加える。

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

第八条第三項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第六条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000